平成２９年（フ）第９９号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町19番16―110号
債務者　神川　友宏
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１６号
鹿児島県伊佐市菱刈南浦308番地　瓜之峰第１団地10号
債務者　松井　広美
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
沖縄県島尻郡南風原町字照屋368番地　サンキャッスル206
債務者　上江洌　満
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５号
長野県安曇野市穂高有明1311番地１
債務者　中川　　徹
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１４号
長野県諏訪市大字上諏訪8967番地
債務者　目黒　優太
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１５号
長野県諏訪市大字中洲2351番地　ビラ沖田Ｃ203
債務者　宮澤　勝也
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第２４号
兵庫県伊丹市野間７丁目２番26―102号、前住所兵庫県伊丹市寺本東２丁目４番５－１号
債務者　稲垣香奈枝（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
兵庫県西宮市北六甲台３丁目27番２号
債務者　中野　　**隆**
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６号
佐賀県鳥栖市萱方町118番地３
債務者　佐保　友美
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
宮崎県延岡市北川町川内名7055－２　介護老人保健施設　螢邑苑内、住民票上の住所宮崎県延岡市出口町６番地９
債務者　佐島　勇三
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２６８号
兵庫県伊丹市大鹿７丁目18番地　エスリード伊丹404号
債務者　中山　千秋
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６９２号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目21番37号　平村マンション104号、前住所兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目24番12号
債務者　木下　克也
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０９号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目68番地
債務者　黒田ちづる
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３１号
兵庫県西宮市生瀬町２丁目３番１号　ヴィラ生瀬101号、前住所兵庫県西宮市宝生ケ丘２丁目14番２号
債務者　扇　　萌子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５２号
兵庫県尼崎市立花町１丁目23番22―209号
債務者　松崎　　傳
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０７号
神戸市垂水区つつじが丘３丁目７番地の６、従前の住所兵庫県加古川市平岡町高畑679番地の18
債務者　加藤　啓祐
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３１号
神戸市東灘区深江本町３丁目７番26―702号
債務者　浦田　　憲
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部